

有料公園施設（野球場・陸上競技場・多目的グラウンド・テニスコート）の使用料

1 高島町野球場

(1) アマチュアスポーツに使用する場合

区分		使用単位	使用料	
			現行	改定後
入場料を徴収しない場合	児童生徒のみが使用する 場合	1時間につき	310円	330円
	上記以外の場合		630円	660円
入場料を徴収する場合	児童生徒のみが使用する 場合		630円	660円
	上記以外の場合		1,260円	1,320円

(2) アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合

区分		使用単位	使用料		
			現行	改定後	
入場料を徴収しない場合	平日の場合	1時間につき	1,570円	1,640円	
	平日以外の日の場合		1,890円	1,980円	
入場料を徴収する場合	営利を目的としない 場合		平日の場合	3,150円	3,300円
			平日以外の日の場合	3,780円	3,960円
	営利を目的とする 場合		平日の場合	4,200円	4,410円
			平日以外の日の場合	5,250円	5,510円

備考

- 「入場料を徴収する場合」とは、使用者がいかなる名義を問わず対価を徴収する場合をいう。
- 入場料を徴収する場合の時間とは開場から閉会までとし、リハーサル、仕込、撤収等の時間の使用料は上記使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 「児童生徒」とは、高等学校以下の生徒、児童その他これらに準ずる者をいう。
- 「平日以外の日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。
- 使用時間が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
- 上記により計算した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。

2 高畠町陸上競技場及び多目的グラウンドを使用する場合

区分	使用単位	使用料	
		現行	改定後
児童生徒のみが使用する場合	半日につき	520円	540円
上記以外の場合		1,050円	1,100円

備考

- 1 使用料の徴収は、高畠町陸上競技場及び多目的グラウンドを占有して使用する場合とし、それぞれの施設毎に適用する。
- 2 「児童生徒」とは、高等学校以下の生徒、児童その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「半日」とは、午前又は午後をいう。
- 4 それぞれの施設の半面を使用する場合の使用料は、上記使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 5 上記により計算した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。

3 テニスコートを使用する場合

区分	使用単位	使用料	
		現行	改定後
児童生徒のみが使用する場合	1面あたり	50円	50円
上記以外の場合	1時間につき	100円	100円

備考

- 1 「児童生徒」とは、高等学校以下の生徒、児童その他これらに準ずる者をいう。
- 2 使用時間が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。